審査基準

令和7年7月1日作成

法 令 名: 道路交通法

根 拠 条 項: 第49条の5

処 分 の 概 要: 駐車の許可

原権者(委任先): 警察署長

法 令 の 定 め: 京都府道路交通規則第7条(署長の駐車の許可)

審 査 基 準: 別紙のとおり

標準処理期間: 3日(行政庁の休日は含まない。)

申 請 先: 駐車場所を管轄する警察署の交通課

問い合わせ先: 駐車場所を管轄する警察署の交通課

備 考: 申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合

において、申請の受理や駐車許可証の交付を一の警察署で一括し て行うときの標準処理期間は、関係する警察署で処理するために

要する日数を加えたものとする。

別紙

警察署長は、駐車許可の申請の内容が、次の1から4までのいずれにも該当するときは、許可をするものとする。

1 駐車する日時

駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

2 駐車の場所及び方法

次のいずれにも該当すること。

- (1)場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
- (2) 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

3 駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

- (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (2) 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (3) 道路交通法 (昭和35年法律第 105号) 第77条 (道路の使用の許可) 第1項各号に規 定する行為を伴う用務でないこと。

4 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

- (1) 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な 者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の 直近
- (2) その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね 100メートル以内